

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表  
 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分）

修正案	改正案	現行
<p>目次            第一章～第三章〔略〕            第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条）  <u>第八十三条の二</u>            第五章・第六章〔略〕            第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置（第九十五条）            第四百四条）</p> <p>第八章～第十一章〔略〕            附則</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置            第四節 国際物流拠点産業集積地域</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定）            第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、<u>関税法第二十条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号</u></p>	<p>目次            第一章～第三章〔略〕            第四章〔略〕            第五章・第六章〔略〕            第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置（第九十五条）            第四百四条）</p> <p>第八章～第十一章〔略〕            附則</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置            第四節 国際物流拠点産業集積地域</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定）            第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、<u>国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び買</u></p>	<p>目次            第一章～第三章〔略〕            第四章 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十五条）  <u>第八十三条</u>            第五章・第六章〔略〕            第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置</p> <p>第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等（第九十五条）            第九十七条）            第二節 大規模跡地の指定等（第九十八条）            第一百一条）            第三節 大規模跡地給付金の支給等（第二百三条・第四百四条）            第八章～第十一章〔略〕            附則</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置            第四節 自由貿易地域等</p> <p>（特別自由貿易地域の指定）            第四十二条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、<u>関係行政機関の長に協議して、企業の立地が進んでいない地域（その面積が政令で定める規模</u></p>

に規定する税関空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域（第五項において「対象地域」という。）であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。

2 4 「略」

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が対象地域に該当しなくなつたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

（税関等の業務を機動的に行う体制の整備等）

第五十二条 国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五十二条及び第五十四条 削除

易の振興に資するため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。

2 4 「略」

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

第五十二条から第五十四条まで 削除

以上であることその他政令で定める要件に該当する地域に限る。）であつて、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

2 4 「略」

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、特別自由貿易地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該特別自由貿易地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

（特別自由貿易地域活性化計画の認定等）

第五十二条 「略」

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第五十三条 「略」

（国等の援助）

第五十四条 「略」

第六節 農林水産業の振興

(漁業者に係る安全対策の強化等)

第六十二条 国は、沖縄の周辺の海域の漁場において漁業者が安全にかつ安心して水産業を営むことができるよう、安全対策の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の

職業の安定のための特別措置

(人材の育成等)

第八十三条の二 国及び地方公共団体は、観光、情報通信、金融等の沖縄の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保のための措置並びに起業を志望する者に対する支援のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 文化の振興等

(自然環境の保全及び再生)

第八十四条の三 国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他

第六節 農林水産業の振興

第六十二条 削除

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の

職業の安定のための特別措置

第五章 文化の振興等

第六節 農林水産業の振興

(資金の確保等)

第六十二条 国及び地方公共団体は、第六十条第五項の規定により同意を得た農林水産業振興計画(前条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。)に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 雇用の促進、人材の育成その他の

職業の安定のための特別措置

第五章 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子育ての支援等)

第八十四条の四〔略〕

2 国及び地方公共団体は、沖縄において、青少年であつて障害を有するものその他社会生活を円滑に営む上での困難を有するものの修学又は就業を支援するため、これらの者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

措置

(無医地区における医療の確保等)

第八十九条〔略〕

2～6〔略〕

7〔略〕

8 国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(子育ての支援)

第八十四条の三 国及び地方公共団体は、沖縄に

おける子育ての支援の充実を図るため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

措置

(無医地区における医療の確保)

第八十九条〔略〕

2～6〔略〕

7 国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第六章 沖縄の均衡ある発展のための特別

措置

(無医地区における医療の確保)

第八十九条〔略〕

2～6〔略〕

7 国及び沖縄県は、沖縄県の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)  
第九十一条 「略」

2 国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第七章 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

第九十五条 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)の定めるところによる。

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

(基金)

第一百五十五条の四 沖縄県は、第一百五十五条の二第二項第一号に規定する事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設

(交通の確保等)  
第九十一条 「略」

2) 国及び地方公共団体は、新たな沖縄における公共交通機関に関し、その在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第九十五条 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号)の定めるところによる。

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

(交通の確保等)

第九十一条 国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

第七章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置  
第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

(駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則)  
第九十五条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

第八章 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

けることができる。

2 沖縄県が前項の規定により基金を設ける場合において、国は、当該基金の造成の目的である事業等が、あらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要な不可欠であつて、複数年度にわたり事業等の進捗状況等に応じた助成が必要であるが、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要不可欠である等の特段の事情がある事業等であると認めるときは、予算の範囲内で、当該基金の財源に充てるために必要な資金として前条第二項の交付金を交付することができる。

(沖縄の港湾に係る特例)

第百八条 〔略〕

2 8 〔略〕

9 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10 〔略〕

(沖縄の港湾に係る特例)

第百八条 〔略〕

2 10 〔略〕

9 第五項並びに港湾法第五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体(当該地方公共団体が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第二項又は第三項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体)又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10 〔略〕

附則

(不発弾等に関する施策の充実)

第五条の二 国は、沖縄における今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるもの（以下この条において「不発弾等」という。）が沖縄の振興の支障となつていることに鑑み、その処理の促進を図るため、当分の間、地方公共団体の協力を得て、不発弾等の調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実について適切な配慮をするものとする。

附則

附則

<p style="text-align: center;">修正案</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域であつて、新法第四十二条第一項に規定する対象地域に該当していないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。</p> <p>5〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 施行日の前日において旧法第四十一条第一項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第四十二条第一項の規定により指定されている特別自由貿易地域であつて、新法第四十二条第一項の政令で定める要件を備えていないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。</p> <p>5〔略〕</p>



沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）（附則第十三条関係）（傍線部分は改正部分。網掛部分は修正部分）

修正案	<p>附則</p> <p>5 (所有者不明土地に関する措置)          政府は、第六十二条の規定に基づき沖縄県又は沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起因する問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
改正案	<p>附則</p>
現行	<p>附則</p>